

市 営 十 軒 家 住 宅 入 居 申 込 案 内 書

1 住所

瀬戸市内田町1丁目770番地

2 募集住宅・募集戸数

(1) 一般世帯向(3DK)

1戸(B棟604号)

(2) シルバー世帯向(2DK)(シルバーハウジング)

2戸(A棟103号、B棟103号)

※シルバーハウジング(高齢者世話付住宅)は、高齢者の生活特性に配慮した構造・設備を有し、かつ、生活援助員(LSA:ライフサポートアドバイザー)による福祉サービスの提供を受けながら自立した安全かつ快適な生活を目的にしています。

3 家賃

(1) 一般世帯向(3DK)

26,900円～60,500円

(2) シルバー世帯向(2DK)

22,200円～49,900円

※所得により家賃は異なります。

毎年家族全員の収入を申告していただき、家賃を決定します。

※入居後、法令に定める収入基準に適合しない場合、住宅の明け渡しを請求することがあります。

4 入居資格(市外在住・在勤の方も申込み可能)

(1) 共通

ア 法令に定める収入基準に適合していること。

※一般世帯が申込みできる所得月額額は158,000円以下です。

※以下の世帯が申込みできる所得月額額は214,000円以下です。

高齢者世帯、心身障害者世帯(級による)、子育て世帯(小学校就学始期に達するまでの子)、戦傷病者世帯、ハンセン病療養所入居者世帯、原爆被害者世帯、引揚者世帯。詳しくはお問い合わせください。

※所得月額とは、国の定めた決まりに基づいて算出したもので、一般に言われる「手取り」とは異なります。

※所得月額額の算出のしかた(申込家族全員の年間総所得金額を対象とします。)

$$\frac{(\text{年間総所得金額} - \text{基礎控除振替分} - \text{個別の特別控除} - \text{一般控除} - \text{その他の特別控除})}{12}$$

一般控除	： 3 8 万円×同居親族数又は扶養親族数	
基礎控除振替分	： 1 0 万円（個人事業主を除く）	
個別の特別控除	： ひとり親	3 5 万円
	寡婦	2 7 万円
その他の特別控除	： 障害者	2 7 万円
	特別障害者	4 0 万円
	1 6 歳以上 2 3 歳未満の者に係る扶養親族	2 5 万円
	老人扶養親族	1 0 万円

イ 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。

※入居予定者の中に持ち家の方がいる場合は申し込みできません。（売却や差し押さえ等により、持ち家でなくなることが証明できる場合は除く。）

ウ 市税の滞納がないこと。

※市内在住の方は別添「市県民税・納税に関する証明書交付申請書」（有料）を税務課に申請してください。

エ 入居者全員が暴力団員でないこと。

※別添の誓約書を提出してください。

(2) 一般世帯向

現に同居し、又は同居しようとする親族(内縁関係にある方及び婚約者を含む)があること。

※不自然な家族構成での申込みはできません。

(例：兄弟姉妹(両親死亡の場合を除く)での申込み、おじ・甥・いとこ等との申込み、友人・知人同士での申込み等)

※单身の方の申込みはできません。

(3) シルバー世帯向

ア 令和 8 年 1 0 月 1 日現在で、以下の年齢及び世帯構成のいずれかに該当すること。

(ア) 6 0 歳以上の単身世帯

(イ) 夫婦のみの高齢者世帯(夫婦の一方が 6 0 歳以上であれば足りる。)

(ウ) 6 0 歳以上の高齢者のみからなる世帯

※不自然な家族構成での申込みはできません。

イ 日常生活で自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため、独立して生活するには不安があると認められること。

ウ 家族による援助が困難であること。

エ 入居の際、生活援助員の派遣(有料)に関する契約を結ぶこと。

オ 入居の際、緊急通報システム用に電話(N T T 一般電話回線)の加入契約をすること。

※入居契約中に緊急通報システム用の電話回線の解約をすることは認められません。

5 家賃以外に必要な費用

- (1) 敷金
家賃の3か月分
- (2) 駐車場使用料
月額2,200円(1世帯1台限り)
- (3) 生活援助員派遣費用負担金(シルバー世帯向のみ)
月額0円～4,900円
- (4) 共益費
月額3,000円
- (5) その他費用
水道・電気・ガス等の使用料、町内会費、入居中・退去時の修繕費用等

6 申込方法

必要書類をそろえて、財政課(市役所4階)窓口にご直接お申し込みください。
※郵送は不可

7 必要書類

- (1) 市営住宅入居申込書
- (2) 世帯全員の住民票の写し
(世帯主・続柄・筆頭者氏名が記載された、現在の同居家族全員のもの)
- (3) 収入を証明する書類
※別紙の「収入を証明する書類区分表」により、該当する書類をすべて各1部提出してください。
※収入のない方は、無職又は扶養されていることを証明する書類が必要です。
- (4) 市税の滞納がないことを証明する証明書
- (5) 持ち家が無いことを証明するもの(賃貸借契約書の写し、又は家賃の支払済証明書等。持家処分により申し込みされる方は、不動産の媒介契約書、又は競売開始の証明書等。)
- (6) 住宅に困っている理由書
- (7) 暴力団員でないことの誓約書
- (8) 健常である申立書(シルバー世帯向に申し込む方のみ)
- (9) シルバーハウジング住戸への入居に際しての意向確認書
(シルバー世帯向に申し込む方のみ)
- (10) 戸籍謄本(内縁関係等、母子・父子世帯、単身で申し込みする方)
除籍謄本(両親が死亡し、兄弟姉妹で申し込みする方)
- (11) その他 以下に該当する方はお問い合わせください。
心身障害者の方、婚姻予約者の方、離婚調停中の方、別居中の親(子)世帯等と同居する方、原子爆弾被爆者の方、ハンセン病療養所入所者世帯の方、配偶者から暴力を受けている母子世帯の方、離職退去者の方

8 申込期間

令和8年10月1日(木)～令和8年11月30日(月)

(1) 土・日曜・祝日を除く。

(2) 受付時間は午前9時から午後4時までです。

※期間内に申込がない場合、先着順に切り替わります。

9 選考方法

申込多数の場合は、所定の規定により選考し、それでもなお入居戸数を超える場合は、抽選で決定します。

(1) 一般世帯向

入居決定者1世帯及び入居補欠者1世帯を決定します。

(2) シルバー世帯向

入居決定者2世帯及び入居補欠者2世帯を決定します。

10 抽選日

令和8年12月17日(木) 午後3時～(瀬戸市役所1階 103会議室)

※抽選は公開です。

11 抽選結果通知

令和8年12月24日(木)に発送予定です。当選・補欠・落選いずれの方にも通知します。

12 入居予定日

令和9年1月12日(火)以降

13 募集住戸の事前確認

募集住戸は下記の日時にのみ室内を確認することができます。ご希望の方は、お電話にて10月1日(木)以降にお申し込みください。(瀬戸市役所財政課財産係 0561-88-2561) 下記の日時枠ごとに先着順受付とし、定員に達し次第終了とします。なお、お申し込みのない場合、住戸の確認はできません。また、応募にあたっては住戸の事前確認への参加の有無は問いません。

令和8年11月16日(月) 一般世帯向(B棟604号)	令和8年11月17日(火) シルバー世帯向(A棟103号、B棟103号)
10時30分～11時00分	10時30分～11時00分
11時00分～11時30分	11時00分～11時30分
11時30分～12時00分	11時30分～12時00分
12時00分～12時30分	12時00分～12時30分
12時30分～13時00分	12時30分～13時00分
13時00分～13時30分	13時00分～13時30分

1 3 時 3 0 分～1 4 時 0 0 分	1 3 時 3 0 分～1 4 時 0 0 分
1 4 時 0 0 分～1 4 時 3 0 分	1 4 時 0 0 分～1 4 時 3 0 分
1 4 時 3 0 分～1 5 時 0 0 分	1 4 時 3 0 分～1 5 時 0 0 分
1 5 時 0 0 分～1 5 時 3 0 分	1 5 時 0 0 分～1 5 時 3 0 分
1 5 時 3 0 分～1 6 時 0 0 分	1 5 時 3 0 分～1 6 時 0 0 分
1 6 時 0 0 分～1 6 時 3 0 分	1 6 時 0 0 分～1 6 時 3 0 分

14 その他

- (1) 募集住戸の事前確認日時以外に室内を確認することはできません。
- (2) 住宅内の設備や備品等は、前入居者から引き続き使用していただき、必要修繕のみを実施した状態ですのでご承知ください。
- (3) ペットを飼育することはできません。(盲導犬等は除きます。)
- (4) 当募集案内書での申し込みは1世帯1通とします。重複又は虚偽の申し込みをしたときは無効とします。

瀬戸市役所 総務部
 財政課 財産係
 電 話：(0561)88-2561